

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

EU 向けに輸出される食品等に関する輸入規制の変更について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、3 月 28 日より日本から EU へ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation(EU)（以下、「欧州委員会実施規則」という。）No 297/2011 に基づき、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったところです。

このことを受けて、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 3 月 27 日付け、23 国際第 1144 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

このような中で、12 月 22 日、欧州委員会は、制限地域等について規制緩和を行うとともに、適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長する規制改正（別紙参照）を行いましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 輸入規制の内容

【改訂後】

次の区分ごとに管轄当局が発行する証明書を要求

	対象	証明書すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工した食品等	収穫、加工の時期
2	11都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡）で産出した食品等	EUの放射性物質基準に適合することの証明(※)
3	11都県以外で産出した食品等	産出した道府県

※ 放射性セシウム134及び137のみ（放射性ヨウ素131に係る証明は不要）

【改訂前】

次の区分ごとに管轄当局が発行する証明書を要求

	対象	証明書すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工した食品等	収穫、加工の時期
2	<u>12</u> 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、 <u>長野</u> 、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡）で産出した食品等	EUの放射性物質基準に適合することの証明
3	<u>12</u> 都県以外で産出した食品等	産出した道府県

2. 規制措置の延長

欧州委員会実施規則の発効期限を平成 23 年 12 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日まで延長

3. 証明書様式の改定

様式中の指定対象都県及び放射性物質検査の対象核種等を変更（別紙証明書様式参照）